

申立人の略称が ドメイン名に使用された事案

2026年1月23日

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所
弁護士 卜部 晃史

1. はじめに

検討した事案

- ① 「JVCEA.JP」事件(JP2020-0008)
- ② 「AFC-GROUP.JP」事件(JP2023-0016)

いずれの事件でも、申立人は略称について登録商標を有していなかったものの、第1要件を充足すると判断された。

※第1要件：

登録者のドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標
その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似していること。

2. 事案の概要

①事件

- ドメイン名:「JVCEA.JP」
- 申立人:一般社団法人日本暗号資産取引業協会
(英語表記:Japan Virtual and Crypto assets Exchange Association)
- 登録者:竜 芹田 (RYUU Serita)

②事件

- ドメイン名:「AFC-GROUP.JP」
- 申立人:空港施設株式会社
- 登録者:Iwao Narusawa
- ドロップキャッチ

3. 裁定の要旨(第1要件部分)

①事件

「JVCEA」は、申立人が正当な利益を有する商標その他の表示である。

- ・申立人の名称変更に伴い英語表記も変更されたものの、各語の頭文字は「JVCEA」で変更がなく、申立人は「JVCEA」の略称を継続して使用している。
- ・実際の取引市場においても、遅くとも、2019年2月20日には、「JVCEA」の略称が使用されていた。
- ・申立人は、ドメイン名「jvcea.or.jp」を使用してサイトを運営している。

本件ドメイン名において識別力を有する要部は「JVCEA」部分であり、申立人の使用する商標と同一である。

3. 裁定の要旨(第1要件部分)

②事件

- ・申立人の社名の英字表記は「AIRPORT FACILITIES Co., LTD.」、略称は(申立人の営業主体を指称し営業主体の自他を識別する「商標」)は「AFC」。この略称を申立人サイト上で周知している。
- ・本件ドメイン名において識別力を有する部分は、セカンドレベルドメイン、「AFC-GROUP」の部分である。
- ・「AFC-GROUP」は、全体として一体性があるとは言え、その構成要素につき独立して識別機能を果たしうる部分をみると「-」の後部の「GROUP」の部分には、要部はなく、本件ドメイン名において自他識別力を有する部分は「-」の前部にある「AFC」の部分と考えられ、「AFC」がその要部である。

3. 裁定の要旨(第1要件部分)

②事件(続)

- ・登録者が使用するドメイン名「afc-group.jp」を使用したウェブサイトには、申立人会社の説明や申立人の旧サイトの申立人代表取締役の「ご挨拶」などが掲記されており、申立人が運営するウェブサイトであるかのような外観を有している。
- ・そうすると申立人の略称(商標)「AFC」と、本件ドメイン名「AFC-GROUP」の要部は、「AFC」を共通にし、これら両者は混同を惹き起こすほど類似していることは明らかである。

4. 評釈

(1) ①事件と②事件の異同

共通点

- 紛争の対象となった申立人の略称について、申立人は登録商標を有していなかった
- 登録者は問題のドメイン名を申立人のウェブサイトであるかのように装って利用していた
- 登録者から答弁書が提出されなかった

相違点

- 略称の文字数
(①事件:5文字、②事件:3文字)
- 略称以外の追加の文字列の有無
- ドロップキャッチの事案かどうか

4 . 評釈

(2) 第1要件の判断枠組み

- (a)一定の商標その他表示に対し、申立人が権利または正当な利益を有すること
- (b)当該商標その他表示と問題のドメイン名が類似していること

4 . 評釈

(3) 留意すべきと思われる点

- 略称について申立人が権利または正当な利益を有する表示と認めるにあたり、略称の文字数は影響があるか(前述(a))
- ドロップキャッチの場合において、ドメイン名の文字列そのものについて申立人に権利または正当な利益ありと言えないか(前述(a))
- 類似性の判断にあたり、純粹な文字列の客観的な比較を超えた外部的な事情を考慮して良いか(前述(b))

ご清聴ありがとうございました！